

# 令和6年度南那須地区広域行政事務組合障がい者優先調達推進方針

令和6年4月15日策定

## 1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、障害者就労施設等の受注機会の増大をさせるため、予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、施設等からの物品等の調達の推進を図る。

## 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

本方針の対象範囲は、組合の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

## 4 基本的な考え方

南那須地区広域行政事務組合では法の趣旨に則り、施設等からの物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、受注の機会を確保し、施設等が供給する物品および役務に対する需要の増進等を図り、もって施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目指す。

そこで、物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性と適正な調達数量について十分検討した後、在来品より割高になる場合もあるが、出来る限り施設等からの調達に努めることとする。

## 5 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

（2）障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障がい者の雇用者数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が  
30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

## 6 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・日用品類（被服、旗類等）
- ・農作物類（花苗、野菜苗、プランター等）
- ・普及、啓発用品類
- ・その他 障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・資源物回収作業
- ・印刷物類（報告書、リーフレット、ちらし等）
- ・その他 障害者就労施設等が提供可能な役務

## 7 調達の推進方法

(1) 年度ごとの調達目標

年度ごとに、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する  
物品等についての目標（以下「調達目標」という。）を定める。

(2) 情報収集及び提供

物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、各部署に周知の上、発注推進を図るよう  
にする。また、障害者就労施設から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報を  
もとに情報提供する。

(3) 公表

調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、ホームページにより公表する。

## 8 調達の目標

令和6年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 650千円以上